

## 5月11日(土)～20日(月)は 「春の交通安全県民運動」

### ●スローガン

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり  
～大和の交通マナーを高めよう～

### ●運動の重点

- ①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤二輪車、原付車の交通事故防止(奈良県重点)

### ●啓発活動

郡山警察署や関係団体と協力して交通事故防止の啓発活動を実施します。

### ◆交通安全体験ひろば

パトカー展示やキッズポリスの制服着用(写真撮影)などを実施します。

※内容は変更される場合があります。

日時＝5月18日(土) 10時～11時30分

場所＝アピタ大和郡山店(田中町)

問合せ＝市民安全課(内線625)・郡山警察署(☎56-0110)

## 平成31年度 身体等に障害がある人の 軽自動車税の減免について

対象＝身体等に障害がある人が4月1日時点で所有している軽自動車等(障害者1人につき1台に限る)

※減免の対象となるには一定の要件があります。

※自動車税の減免を受けている人は対象となりません。

申請・問合せ＝5月31日(金)までに、①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、②運転者の運転免許証、③印鑑、④減免を受けられる人のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード、⑤来庁する人の身分証明書を持って、税務課 市民税係(105番窓口)(内線281～283)へ

※上記のほか、「生計同一証明書」が必要な場合があります。

## 優良運転者表彰の 申請を受け付けます

市内在住の免許所持者のうち、自動車か二輪車を継続して運転している運転者で、次の各条件にあてはまる場合、申請すると、選考のうえ秋の交通安全運動期間中または、その前後に表彰されます。

※表彰人員には制限があり、選考のうえ表彰されますので、あらかじめご了承ください。

### ◆近畿交通栄誉章

- ・緑十字銅章受賞後5年以上経過していること
- ・運転経験年数が20年以上あること
- ・過去20年間の自己の責任による交通事故歴、過去10年間の罰金以上の刑事罰・反則通告処分や運転免許の停止・取消し処分がないこと
- ・過去3年以内に近畿管区内交通安全功労者等表彰を受けたことがないこと

### ◆緑十字銅章

- ・県交通安全協会会長と県警本部長の連名表彰を受けていること
- ・過去10年以上自己の責任による交通事故歴、過去5年以上の交通違反や罰金以上の刑事罰がないこと
- ・運転者として実働期間が10年以上あること

### ◆ベストドライバー顕彰

- ・4月30日現在、上級顕彰受賞後1年以上経過し、過去10年以上継続して、無事故・無違反かつ免許停止処分を受けておらず運転を継続して行っていること

### ◆県交通安全協会郡山支部協会長と郡山警察署長の 連名表彰

- ・過去6年以上無事故・無違反であり、運転免許の停止処分を受けていないこと

詳細・申請・問合せ＝5月7日(火)～31日(金)まで(土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分)に、必要書類を奈良県交通安全協会郡山支部協会(郡山警察署内・☎56-0110)へ  
(市民安全課)